

小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型（指名型）プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 事業名

小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業

(2) 事業内容

別紙「小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

構築期間 契約締結日から令和 9 年 8 月 31 日まで

保守期間 令和 9 年 9 月 1 日から令和 14 年 8 月 31 日まで

3 見積上限額

金 1 8 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円（消費税および地方消費税額を除く）

4 実施方式

公募型（指名型）プロポーザル方式

5 スケジュール

公募開始	令和 8 年	10 月 23 日（金）
質問締切		11 月 6 日（金）
質問回答		11 月 13 日（金）
参加申込		11 月 18 日（水）
参加資格審査通知発送		11 月 25 日（水）
企画提案書提出期限		12 月 9 日（水）
プレゼンテーション実施		12 月 23 日（水）
審査結果通知発送	令和 9 年	1 月上旬
仕様内容についての協議		1 月中旬

6 参加資格

令和 8 年度守山市物品供給等業者登録名簿に登録され「業種：O A 機器」「取扱内容：③コンピューター関連機器（プリンター・ソフト含む）、④庁内 L A N の構築」を希望する者のうち、滋賀県、京都府、大阪府のいずれかに本店もしくは委任のある支店・営業所を有する者で、以下のいずれにも該当する者。

- (1) 人口概ね 5 万人以上の自治体において複数の小中学校のネットワーク更新事業を実施した実績（履行中のものまたは下請けを含む。）を有すること。
- (2) I S M S 適合性評価を認証取得し、更新していること。
- (3) ネットワークスペシャリストの有資格者を当該事業に参画させること。
- (4) 以下の項目に該当しない者。
 - ・経営状況が健全でなく、市税等を滞納している者
 - ・営業を開始してから、申込み日までに 1 事業年度（12 か月）以上を経過していない者
 - ・地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者
 - ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

7 学校現場の視察

(1) 実施日

① 令和 8 年 11 月 2 日（月）

- ・立入が丘小学校 午前 10 時から 11 時 30 分まで
- ・守山小学校 午後 1 時 30 分から 3 時まで
- ・守山南小学校 午後 3 時 30 分から 5 時まで

② 令和 8 年 11 月 4 日（水）

- ・中洲小学校 午前 10 時から 11 時 30 分まで
- ・明富中学校 午後 1 時 30 分から 3 時まで
- ・河西小学校 午後 3 時 30 分から 5 時まで

(2) 参加申込

参加を希望する者は、令和 8 年 10 月 29 日（木）までに、学校視察参加申込書を守山市教育委員会事務局 学校教育課へ持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

(3) 留意事項

- ・学校視察へ参加に際しては、ヘルメット・衣類および持ち物等に会社名を想起させる表記のないものにて参加するよう注意すること。
- ・守山小学校については、駐車場に限りがあるため、自動車で来校する場合は守山

市中心市街地交流駐車場（守山市守山一丁目 916 番 1）に駐車すること。

8 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第 5 号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 6 日（金） 正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局 学校教育課

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和 8 年 11 月 13 日（金）

9 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和 39 年規則第 6 号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。（1 部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

イ 業務実績表（様式第 3 号）

※ 契約実績を証する書類（契約書の写し、仕様書）を添付すること。なお、リース契約の場合は提案者に対する、自治体からの約定書の写しと仕様書を提出した場合はこれも可とする。ただしその後本契約に至ったものに限る。

ウ 誓約書

※ 総行サ第42号 地方自治法施行規則の一部を改正する省令の公布等について（令和 8 年 6 月 26 日発出）など、国の主導する関連ガイドライン群を遵守し、

サイバーセキュリティ確保の観点からサプライチェーン・リスクを考慮した製品・ソリューション・サービスを納品、提供すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 11 月 18 日（水） 午後 4 時 45 分まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和 8 年 11 月 25 日（水）頃を目処に通知する。

10 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式第 2 号関係） 10 部

イ 見積書（様式第 4 号） 10 部

企画提案書は、以下の項目について記載すること。

提案書の様式については任意とするが、用紙サイズは原則 A 4（横向き、長辺綴じ）、表紙を含め 20 ページ程度とし、下記「審査区分および審査項目一覧」の記載順序を意識して提案書を構成すること。ただし、これは提案範囲を限定するものではない。また、表紙以外にはページ番号を付番すること。

審査区分および審査項目一覧は別紙のとおり。

(2) 提出期限

令和 8 年 12 月 9 日（水）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前 9 時から午後 4 時 45 分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

11 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和 8 年 12 月 23 日（水） 午前 9 時 30 分開始予定

(2) 場所

守山市役所 4 階 41・42 会議室

(3) 説明時間

30 分以内

(4) 質疑応答

15 分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配付を認める。

12 審査方法

- (1) 事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。
- (2) 書類審査およびプレゼンテーションならびにヒアリング審査を行うものとし、審査委員が各自評価、採点する。
- (3) 審査員の評価点の合計が最低基準点（満点（100 点×評価者数）の 6 割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が 1 事業者であった場合でも、評価得点が最低基準点以上となる場合は候補者となる。
- (4) 採点基準については、別紙「小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業にかかる提案の採点にかかる審査項目および着眼点について」のとおり。

13 審査結果

- (1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知日 令和 9 年 1 月上旬

14 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- (2) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。
- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

15 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

16 その他

(1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提案内容が、本市が定める仕様書内容と明らかに乖離する場合

エ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

カ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

キ 見積書の金額が、第 3 項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

(7) 提案内容が仕様書の内容と大きく乖離ある場合は、本審査への参加を認めないこともあり得るため留意すること。

17 問い合わせ先

守山市吉身二丁目 5 番 22 号

守山市教育委員会事務局 学校教育課

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

小中学校校内通信ネットワーク機器更新等事業にかかる
提案の採点にかかる審査項目および着眼点について

区分			審査項目	配点
1	事業の実施方針・実施体制	実施方針	事業の目的等を理解し、基本方針が提案されているか。	10
			事業を達成するための目標設定が提案されているか。	
		実施体制	指揮命令、責任体制が具体的に提案されているか。	
			円滑な事業実施のための人員配置、対応等が具体的かつ的確に計画されているか。	
2	構築（工事含）	円滑に構築を実施するための人員配置やスケジュールが具体的かつ的確に計画されているか。事業開始前の計画は適正なものか。	構築に係る管理方針が明確に示され、円滑な更新が期待できる。	10
			構築にあたっての手法が明確に示され、円滑な更新が期待できる。	
			構築に係るスケジュールが具体的で、円滑な更新が期待できる。	
		本市が定める構築要件を満たした提案となっているか。	追加LAN配線の適切な敷設やPoEスイッチの配分について、柔軟性をもった提案がなされている。	
			無線アクセスポイントの最適な設定・配備に関する有効な提案がある。	
3	構築（機器選定）	本市が定める要件を満たした無線アクセスポイント、スイッチを提案しているか。	① 無線アクセスポイントはWiFi7で、スイッチはPoE++の提案を含む選定がされており、国の主導する関連ガイドライン群を遵守した選定である。	25
			② 無線アクセスポイントはWiFi6eの規格であるが、スイッチはPoE++の提案を含む選定がされており、国の主導する関連ガイドライン群を遵守した選定である。	
			③ ①、②以外。	
		既設更新ならびに新設にあたり提案された機器の内容は、本市が定める要件を満たした提案となっているか。	無線アクセスポイント、スイッチ以外の機器を設置不要で更新ができる。	
			新規設置の無線アクセスポイント、スイッチは、故障時は交換作業のみで稼働可能である。	
4	保守（平常時保守）	導入した機器の保守、運用、サポート業務を迅速、誠実に実施する体制を提案しているか。	平常時における保守体制の有効性が確認でき、学校現場の保守運用性を担保するために教育委員会やICT支援員などと連携し、有効かつ効率的な対応が見込める提案である。	25
		障害発生時に迅速に対応できる提案がされているか。	障害発生時においては、障害原因を切り分け、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行える提案がされている。	
			復旧対応時における学校への影響が最低限となる提案がされている。	
		クラウド型一括管理ツールでの提案か。	クラウド型一括管理ツールが安定して利用できること。（SLAが99.99%以上である場合は評価する。）	
			提案するクラウド型一括管理ツールは平易に利用できること。（視認性の高さ、ヒートマップ等の運用保守に有効なシステムの具備等）	
			ISMAPを取得している。	
	保守延長の有効性	保守延長の有効性（金額含む）が具体的に提案されているか。	保守延長の有効性（金額含む）が具体的に提案されているか。	
	保守（保守の主体性）	全ての学校がネットワークを快適に利用できるよう、主体的な支援体制、実施方策等が提案されているか。	学校ネットワーク環境の改善を能動的に実施できるよう、豊富に知識や経験を有する者が配置されているか。	
			学校に対し快適なネットワークが常時提供されるよう、主体性をもった運用保守内容が提案されているか。	
5	情報セキュリティの考え方	セキュリティおよび品質の維持管理についての考え方が適切か。	セキュリティ・品質に関する担当者がプロジェクト内に配置されており、ガバナンスを利かせる体制を提案しているか。	5
			情報処理安全確保支援士の有資格者をセキュリティ責任者として参画させているか。	
6	実績	人口概ね5万人以上の自治体において小中学校のGIGAネットワーク構築・更新事業を実施した件数	—	5
7	価格評価	配点(20点)×(提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格)※小数点以下切り捨て	—	20
	合計			100